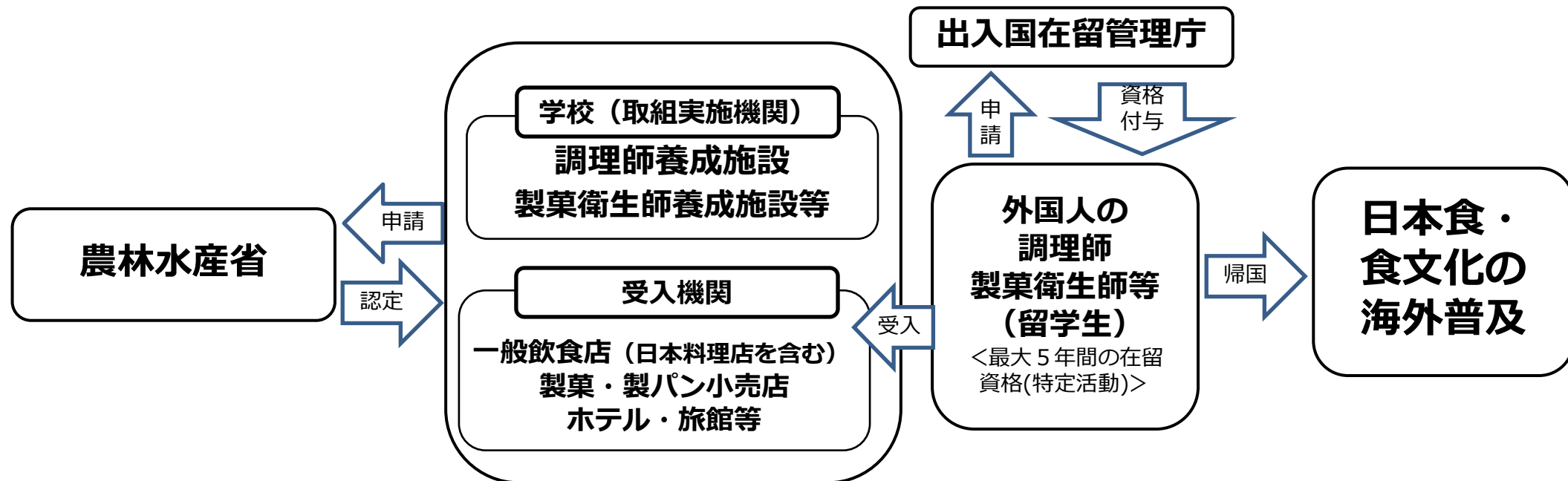


日本の食文化海外普及人材育成事業について

- 日本の食文化の海外普及を目的に、調理又は製菓の専門学校等を卒業した外国人留学生が、引き続き、日本国内の飲食店等で働きながら、技術を学べる制度（最長5年間）。

日本の食文化海外普及人材育成事業



製菓分野における範囲と実習期間について

日本の食文化海外普及人材育成事業
在留資格「特定活動」

上限5年

合格・免許取得

製菓衛生師試験

資格取得（試験合格等）までの期間

実務経験
2年以上

実務経験
2年以上

在留可能な
在留資格なし

製菓衛生師免許取得予定者
在留資格「特定活動」(上限3年)

1年制
(製菓衛生師試験受験
資格取得者のみ)

2年制
(製菓衛生師試験受験
資格取得者のみ)

2年制 (専門士)
【基準①衛生法規②公衆衛生学③食品学④食品衛生学⑤栄養学⑥製菓理論⑦製菓実習 (480時間以上)】

1年制
(専門士ではない)

製菓衛生師養成施設
(都道府県知事指定)

指定外の養成機関

在留資格「留学」

就労を希望する者